

第二章 人権課題の取組み

一 人権救済活動

(一) 申立状況

1 日弁連は、個々の人権侵害事案について調査し、人権侵害行為に関係する個人、団体、企業、省庁等に対して警告、勧告、要望等の措置を取る人権救済活動を行っている。

いつまでもなく、日弁連の人権救済活動における調査権限および救済措置には法的強制力は与えられておらず、任意のものにとどまる。

にもかかわらず、これまで日弁連の人権救済活動が事実上の強い影響力を有し、また高い社会的評価を受けてきたのは、救済措置に至るまでの公正かつ厳重な手続、市民の信頼や従前の実績に裏付けられてきたことに拠るものといつてよい。

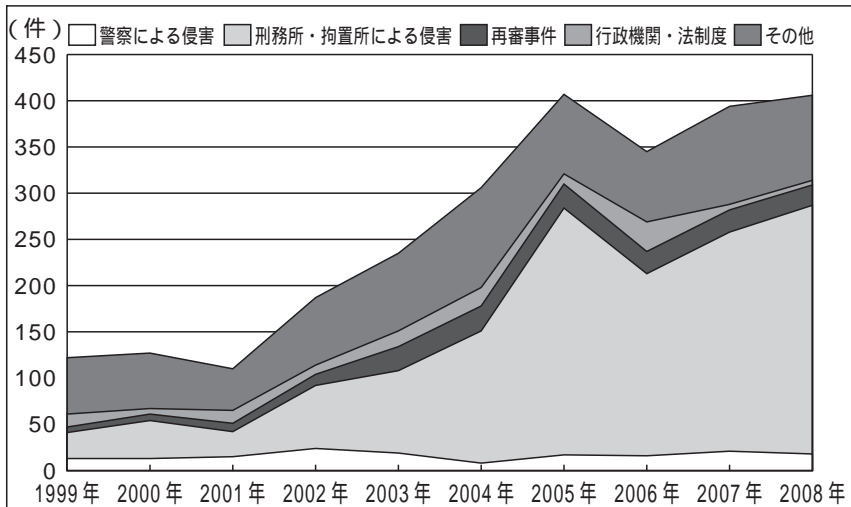
2 この一〇年間において、日弁連に対する人権救済申立ての件数は急増した。次の表は、一九九九（平成一一）年から二〇〇八（平成二〇）年までの各年に日弁連に申し立てられた人権救済申立事件の件数および申立の趣旨による分類件数を示しているが、特に二〇〇二（平成一四）年度以降、申立件数が急増し、とりわけ拘禁施設における処遇に関する申立件数が増加していることがわかる。

3 申立件数が急増した二〇〇二（平成一四）年は、名古屋刑務所の受刑者に対する暴行凌虐事件の発覚により、刑務所の受刑者に対する非人道的処遇が明らかとなった年である。

この名古屋刑務所における暴行凌虐事件が契機となり、行刑改革会議における議論を経て、二〇〇五（平成一七）年に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（受刑者処遇法）が成立し、行刑施設内の人権状況を第三者機関によって監視する観点から、各刑務所に、刑事施設視察委員会が設けられた。

もつとも、同委員会は、個別の人権侵犯事案について調査等をする機関ではなく、刑事施設の運営に関し意見を述べる権限を有するにとどまる。したがって、「被収容者が刑務所内での人権侵犯の被害の救済を申告できる外部の機関としては、事実上、弁護士会の人権擁護委員会が唯一の機関」（二〇〇八（平成二〇）年四月一五日最高裁判決における田原睦夫裁判官の補足意見）といえる。前述のとおり、受刑者処遇法施行後も、拘禁施設におけ

グラフ 人権救済申立事件の分類別件数



る処遇に関する申立件数が増加していることはその何よりの証左である。

4 このように、人権救済制度に対する市民からの信頼がますます大きくなり、また、閉ざされた状況に置かれた受刑者にとつて、人権救済制度がその唯一の風であり光でもあるならば、人権救済申立事件を迅速かつ適確に処理していくことが、日弁連に課せられた重要な責務である。

その重要性の再認識を強く迫られる契機となったのが、二〇〇一（平成一三）年五月二一日に下された熊本地裁による「らい予防法」違憲判決であった。この判決を遡ること約五年前の一九九六（平成八）年八月に、ハンセン病の元患者の方々から人権救済事件が申し立てられていたにもかかわらず、日弁連は、前記熊本地裁判決が確定し、さらに「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立した後である二〇〇一（平成一三）年六月に至るまで勧告を行って得なかつたのである。

日弁連は、その後、ハンセン病問題に関し、「自由と正義」（二〇〇一年一〇月号）での特集、二〇〇一（平成一三）年の人権擁護大会における特別決議、ブックレットの発行、シンポジウムの開催を行った。元患者の方々に対する宿泊拒否問題、ハンセン病問題に関する検証会議の最終報告、ハンセン病補償法の一部改正法成立、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律成立など、ハンセン病問題に関わる動向を注視しながら適宜に会長声明（談話）を出している。今後も関係機関と協同して、ハンセン病問題の全面的解決のために取り組むものである。

5 ハンセン病問題に対する対応の不十分さの原因には複合的な要因があつたと考えられるが、事件処理が日弁連人権擁護委員会委員個人又は各弁護士会の献身的な活動のみに頼られ、蓄積された情報・経験が他に共有されず、持続的な人権救済活動に必要な体制が整っていないかつたこともその一因であつたように思われる。

そこで、人権救済申立事件についての迅速適正な調査と救済を実現するための一つの方策として、二〇〇三（平

成一五）年四月に日弁連に人権救済調査室が設置された。

人権救済調査室の嘱託（現在では三名）は、人権擁護委員会と協働しながら、日弁連に申し立てられた人権救済申立事件の全件事前審査、係属中の全事件の把握・管理、日弁連・弁護士会を含めた全国の人権救済事件の警告・勧告・要望例のデータベース化、救済事件処理マニュアルの作成、人権関連立法に関する議員対応等に従事している。実際、人権擁護委員会委員のさらなる献身的な活動もあり、人権救済事件の処理はより迅速になり、上述した人権救済申立件数の増加にも十分に対応できる体制となっている。

(二) 救済措置

1 日弁連が一九九九（平成一一）年から二〇〇八（平成二〇）年までに行った救済措置の件数および内容別の分類は下表のとおりである（なお、同一の事件で異なる内容の救済措置を併せて行っている場合がある）。

2 日弁連が行った救済措置による成果については、(一) 救済措置の内容に沿った法令の改正により、人権侵害の状況が改善されたもの、(二) 救済措置において是正を求めた制度・運用の改善がされたもの、(三) 救済措置の内容に沿った判決がされるに至ったものに分類することができ、(四) この分類に基づき近時の成果については、弁護士白書二〇〇七年版

表 救済措置の内容別分類

	警告	勧告	要望	助言・意見	合計
1999年	0	3	2	0	5
2000年	2	3	7	0	12
2001年	3	8	8	1	20
2002年	2	6	0	0	8
2003年	3	8	1	1	13
2004年	1	6	2	0	9
2005年	2	4	2	0	8
2006年	2	2	3	0	7
2007年	1	3	1	1	6
2008年	2	3	0	1	6

二七頁以下に整理がなされているので参照されたい。なお、その後のものとして、(一) 在外被爆者問題に関して、二〇〇七(平成一九)年一月一日最高裁判決を経て、二〇〇八(平成二〇)年六月一日、被爆者援護法の改正法が成立し、日本国外に在住する被爆者について、国外で被爆者健康手帳の交付申請を行うことが認められた、(二) 中国残留邦人等に関する問題について、日弁連は既に二〇〇四(平成一六)年三月に勧告をしていたところ、二〇〇七(平成一九)年一月二十八日に中国残留邦人等に対する新たな支援策を定める法律が成立するに至った、(三) 日本人の父と外国人の母との間に生まれた後、父親から認知を受けた子どもの日本国籍の取得について、日弁連は一九九六(平成八)年六月に警告をしていたところ、二〇〇八(平成二〇)年六月四日にこれを認める最高裁大法廷判決が下され、同年三月五日に国籍法が改正された、という成果があった。

(三) 今後の課題

司法改革などの社会の急速な動きの中で生起している深刻かつ困難な人権諸課題に対し、今まで以上に迅速かつ実効的な対応が求められよう。他方で、価値観の多様化や弁護士人口の急増により、会内合意形成がより困難になることも予想される。これまでに築き上げられた貴重な成果の上に、より説得的な質の高い内容の人権救済措置をし、さらにその実現のために政府や国会に積極的に働きかけていくという政策形成的な活動も必要となる。更なる一〇年に課せられたその課題は限りなく重いものである。

(神田安積)

二 刑事司法と人権

(一) 代用監獄廃止・刑事被拘禁者処遇問題の取組み

1 激動の一〇年 ― 行刑改革会議と受刑者処遇法の成立 ―

代用監獄制度の廃止は、日弁連の悲願ともいっべき長年にわたる大きな課題であると同時に、国際人権基準にのっとった刑事拘禁制度の実現を目指す取組みの一環でもある。日弁連は、拘禁二法案阻止・代用監獄廃止運動にとどまらず、広く刑事拘禁制度改革を達成するため、精力的に活動してきた。その結果、たとえば一九九八（平成一〇）年の国際人権（自由権）規約委員会による第四回日本政府報告書審査にあたっては、刑務所における革手錠などの戒具や保護房（現在の保護室）を多用した深刻な人権侵害や、過度に厳格な規律など、非人道的処遇の諸問題を同委員会に提起し、これらの改善が同委員会による総括所見において勧告される事態となった。

他方、二〇〇〇（平成一二）年からは、法務省矯正局との間で、「受刑者処遇に関する勉強会」を開催し、矯正当局と鋭く意見を対立させながらも、国際人権基準に照らして行刑実務はどのように変革されるべきか、政府に対しても日弁連の考えを粘り強く展開していった。

その最中の二〇〇二（平成一四）年一〇月、名古屋刑務所において、職員の実行により受刑者が死傷する事件が相次いで起きていたことが発覚した。この事件を契機として、翌二〇〇三（平成一五）年三月、法務大臣の諮問機関として行刑改革会議が設置された。日弁連は、元会長である久保井一匡委員の活動を全面的にバックアップするとともに、行刑改革会議に対しても積極的に資料提供やプレゼンテーションを行った。そして同年一二月二二日、「行刑改革会議提言」国民に理解され、支えられる刑務所へ」がまとめられた。日弁連は、同提言が、

刑事施設視察委員会制度の新設をはじめ、日弁連による改革提言がかなりの程度反映されたものと評価し、以後その内容ができる限り忠実に法案化されるよう、尽力した。結果として、監獄法のうち、受刑者に関する部分を抜本的に改めた「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（受刑者処遇法）」が、二〇〇五（平成一七）年五月一八日参議院本会議で可決、成立し、二〇〇六（平成一八）年五月二四日に施行された。受刑者処遇法は、「この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」（第一条）と規定し、刑事施設の透明かつ適切な運営をはかるべく全国すべての刑事施設（刑務所・拘留所）に医師・弁護士・地元市民等から成る刑事施設視察委員会を設置し、適切な外部交通は受刑者の改善更生と社会復帰に資するとの理念を明示してその範囲を抜本的に拡大し、不服申立て制度を整備するなど、受刑者処遇を国際標準に近づける大きな一歩を踏み出したのである。

もっとも、同法は、行刑改革会議が問題を積み残した医療問題については、指名医制度の新設を除いてほとんど手を付けないままであり、また、規律・秩序に関しては監獄法下の実務をそのまま追認するなど、問題点も数多く残していた。しかし、目的規定に明らかにされたとおり、改革の進むべき方向性を指し示したという点において、なお基本的に評価すべきものといえよう。

2 刑事被収容者処遇法の成立

日弁連は、行刑改革会議提言では触れられなかった、代用監獄の廃止、未決拘禁制度改革、死刑確定者の処遇などについても、行刑改革会議と同様、専門家や市民の代表の意見も聞きながら、二一世紀にふさわしい、国際人権基準に適合した改革を実現する必要があると考えていた。そこで早くから、法務省・警察庁との三者協議を行うと同時に、審議機関の設置を求めていたが、審議機関の設置は大幅に遅れ、二〇〇五（平成一七）年一二月

によつやく、「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」が発足した。ところが、死刑確定者の処遇については審議事項からはずされたうえ、わずかに正味二カ月足らずの期間で、提言がまとめられることとなった。提言は、代用監獄問題をはじめとし、三者の対立が激しかった多くの点について、問題を先送りにし、とくに代用監獄に関しては、差し当たり「今回」の法整備に際しては、代用監獄を存続することを前提としつつ、「代用刑事施設制度は将来的には廃止すべきとする強い意見もあることや、刑事司法制度全体が大きな変革の時代を迎えていることなどを考えると、今後、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べを含む捜査の在り方に加え、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で、検討を怠ってはならないと考える。」とするに留つた。こうして、提言に基づいて作成された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（刑事被収容者処遇法）案（受刑者処遇法の一部改正案）」は、代用監獄制度の存続をはじめ、未決被収容者が弁護人に発する信書の検査など、多くの問題点が残されており、日弁連はその修正を求めて運動を展開した。しかし、法案は修正されることなく、二〇〇六（平成一八）年六月二日、参議院本会議で可決・成立した。

3 続く代用監獄廃止・刑事被収容者処遇法の改正への取組み

もちろん、刑事被収容者処遇法のもとにおいても、「刑事施設視察委員会」を模した「留置施設視察委員会」が各都道府県警察本部ごと（北海道は各方面本部ごと）に設置されたほか、被留置者からの不服申立て制度が法律上整備され、拘置所における夜間・休日接見に道を開くなど、いくつかの制度上の大きな前進があることは確かである。

他方で、新処遇法の理念が刑務所・拘置所を問わず現場ではなかなか浸透せず、とくに刑務所では外部交通の範囲が必ずしも大きな拡大を見せず、面会への立会いや信書の検査の省略も進んでいない。さらには、法律上は

極めて厳格な要件の下でのみ許される「隔離」と呼ばれる昼夜間単独室処遇が、施行規則の定めや、さらには規則にすら根拠のない運用により、事実上、広汎に行われているなど、深刻な実態が明らかとなっている。また、刑事施設の医療はいまだに貧困な状態にあり、弁護士会や視察委員会には、医療へのアクセスの困難や不適切な医療のみならず、医療従事者による人権侵害の訴えすら寄せられ、二〇〇七（平成一九）年には徳島刑務所において受刑者による「暴動」に発展するまでに至っている。

また、代用監獄制度廃止に向けても大きな壁が立ちはだかっている。各都道府県警察は、大規模留置場を相次いで建設するなど、代用監獄恒久化へ向けた動きをますます強め、代用監獄を利用したスパイ事件（引野口事件）などの弊害事例も後を絶たない。

中でも、一人全員の無罪が確定した志布志事件、刑執行後真犯人が判明した富山氷見事件は、大きな衝撃を与えた。日弁連は、初のドキュメンタリー映画「つくられる自由 志布志の悲劇」を製作し、周防正行監督の映画「それでもボクはやってない」上映運動と共に、広く内外に代用監獄の弊害を訴えた。二〇〇七（平成一九）年には国連拷問禁止委員会による第一回政府報告書審査、二〇〇八（平成二〇）年には国連人権理事会による普遍的定期的審査、国際人権（自由権）規約委員会による第五回政府報告書審査において、代用監獄問題を精力的に訴え焦点化した。その結果、国際人権（自由権）規約委員会から、ついに代用監獄の廃止を明確に求める勧告がなされるに至ったのである。

4 新たな課題 〈拘禁から社会内処遇へ〉

刑事拘禁制度改革の分野で成果を上げてきた日弁連であるが、近年はこれと密接に関わる、罪を犯した人の社会復帰・社会内処遇の課題にも、更生保護の在り方に関する有識者会議（二〇〇五（平成一七）年～二〇〇六（平

成一八)年)とその提言に基づく更生保護法の制定(二〇〇七(平成一九)年)を契機として、精力的に取り組んでいる。とくに、厳罰化刑事司法のもとで消極化する一途の仮釈放の運用とその制度的改革に関しては、円滑な社会復帰のために、すべての受刑者に対して仮釈放を原則とし、適切な社会内処遇の機会を確保すべきであること、そのための保護観察官の抜本的増員や、地方更生保護委員会組織の充実強化を提言してきた。さらに、二〇〇八(平成二〇)年、量刑制度を考える超党派の会(量刑議連)によりなされた、死刑と無期刑の間に仮釈放の可能性のない終身刑を創設する提案については、「無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設することには反対する。」ことを趣旨とする意見書を二〇〇八(平成二〇)年一月一八日の理事会において採択した。

今、裁判員制度の導入にあたり、これまでになく多くの会員が、有罪宣告を受けた人の更生や社会復帰の実情に関する情報を求めている。また、刑事施設視察委員会に必ず弁護士委員が選任されることにより、刑事拘禁をめぐる諸問題への理解が、弁護士会全体として、以前と比べれば格段に進んできていると言える。他方で、夜間・休日もほぼ無制限に接見可能な代用監獄の利便性を所与の前提として、代用監獄の持つ問題性が、若い会員を中心として、正確に理解されていないのも現実である。被疑者の身体を捜査機関が管理することで、自白の強要はもとより、あらゆる人権侵害の温床となる代用監獄制度の廃止は、取調べの全過程の可視化と同様に、日本が絶対に達成しなければならぬ刑事司法制度上の改革であることを、あらためて会内で共有化しなければならない。当面、二〇一一(平成二三)年に迫る刑事被收容者処遇法の見直し時期において、代用監獄廃止への道筋をつけることをはじめとし、確実に刑事拘禁制度の改革を前進させるとともに、新たな社会内処遇措置の充実・強化をも目指して、今後も休むことなく、まい進していかなければならない。

(二) 当番弁護士活動

1 当番弁護士制度の実施と定着

日弁連は、刑事弁護の充実強化を目指して、一九九〇(平成二)年四月に日弁連刑事弁護センターを設置し、以後、刑事弁護活動の充実・強化を目指した活動を展開してきた。

一九九〇(平成二)年九月に、大分県弁護士会で名簿制の当番弁護士制度が発足し、同年一二月には福岡県弁護士会で待機制の当番弁護士制度が発足し、以後、全国の弁護士会に拡がり、一九九二(平成四)年一〇月には、全国五二の弁護士会(ただし、一部地域は除く)において当番弁護士制度が実施されるに至った。

こうして、身体拘束された被疑者やその家族・友人等から要請を受けた全ての事件に当番の弁護士が接見に出動し、その費用は、被疑者の負担にさせないという当番弁護士制度は、弁護人依頼権に対する国民意識の覚醒を促し、被疑者国選弁護制度が実現するまでの間、被疑者段階での弁護人依頼権を保障することを目的として運営されてきた(当番弁護士登録数、当番弁護士の受付件数については、冒頭の「数字でみる日弁連この一〇年の動き」の四および図表十参照)。

2 日弁連による財政的支援

日弁連は、各地の弁護士会による当番弁護士制度を財政的に支援するため、一九九五(平成七)年五月の定期総会において、「当番弁護士等緊急財政基金」を設置することを決議し、会員から特別会費を徴収することとし、その後、徴収期間を延長してきた。

さらに、二〇〇六(平成一八)年一二月の臨時総会において、本基金の用途を、当番弁護士制度、刑事被疑者

弁護援助事業および少年保護事件付添援助事業の維持・発展のためとし、その期間を平成二二（二〇〇九）年五月まで延長することを決議した。二〇〇八（平成二〇）年二月の臨時総会において、「当番弁護士等緊急財政基金」は廃止することとされたが、新たに「少年・刑事財政基金」を設置し、二〇〇九（平成二二）年以降も引き続き、特別会費を徴収し、当番弁護士制度に対し財政支援を行うこととなっている。

3 被疑者国選弁護制度の新設と当番弁護士制度の今後の展望

司法改革の一環として、刑事訴訟法が改正され、二〇〇六（平成一八）年一〇月、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件、いわゆる重大事件についての被疑者国選弁護制度が導入されるに至った。これは、長年にわたる弁護士の悲願であったが、その実現には、全国各地の弁護士会と弁護士がさまざまな困難な状況の中で、起訴前弁護活動に全力で取り組んできたことや、その仕組みが社会にも広く認知され、起訴前弁護の必要性が認められたことが、原動力となったことは疑いがない。

被疑者国選弁護制度の導入により、当番弁護士制度はその性格を変えようとしている。

当番弁護士制度は、弁護士会に対する私選弁護人選任申出に対応するための役割を担う制度として位置づけ直されて運用されている。

また、被疑者国選弁護制度は、逮捕から勾留請求されるまでの期間には適用されないため、当番弁護士制度はその期間における被疑者の弁護人依頼権を保障する制度として活用されるべきである。

さらに、必要的弁護事件に当たらない比較的軽微な事件であっても、弁護人が選任されるべき事件は多く、それらについても当番弁護士制度はこれまでと同様に活用されるべきである。

(三) 接見交通権の確立

1 日弁連における長年の活動とその成果

日弁連と各地の弁護士会は、戦後六〇年間にわたり、接見妨害との闘いを続けてきた。一九八三（昭和五八）年に発足した日弁連の接見交通権確立実行委員会は、以後、組織的・実践的な運動を精力的に展開してきた。

2 最高裁判例の流れ

安藤・斎藤国賠事件の係属していた最高裁第三小法廷は、刑訴法三九条三項の憲法違反の論点についてのみ大法廷に回付したが、最高裁大法廷が一九九九（平成一一）年三月二四日、憲法に違反しないとの判決を言い渡したことにより、裁判のレベルで違憲論を主張することが困難となった。

もつとも、現場のレベルでは、検察官の接見指定が少なくなってきたため、接見指定をめぐるオーソドックスな紛争は激減したといわれる。

3 新たな類型における接見交通権侵害をめぐる国賠訴訟の成果

その後、新たな類型の国家賠償訴訟が提起されている。

高見・岡本国賠事件は、大阪拘置所に収容中の被告人と弁護人との間の信書を拘置所が校閲し、その要旨を記録して保存し、検察官からの照会に応じて資料提供し、検察官が接見禁止請求の資料として裁判所に提出したことが秘密交通権を侵害するとして提訴し、二〇〇〇（平成一二）年五月二五日、大阪地裁は一部認容する判決を言い渡し、それが確定した。

後藤国賠事件は、証拠採用されたビデオテープを再生しながら被告人と打ち合わせるべく、大阪拘置所で接見を申し入れたところ、保安上の理由から、ビデオテープを再生しながらの接見が拒否されたとして提訴し、

二〇〇四（平成一六）年三月九日、大阪地裁は一部容認する判決をし、二〇〇五（平成一七）年一月二五日、大阪高裁も国側の控訴を棄却し、最高裁第二小法廷は二〇〇七（平成一九）年四月二三日に上告を受理しない決定をして、一審判決が確定した。

検察庁の中に接見できる場所が存在しない場合の接見拒否について、定者国賠事件、第三次浅井国賠事件などが提起されたが、最高裁二〇〇五（平成一七）年四月一九日判決は、秘密交通権が十分に保障されないような態様の短時間の「接見」（面会接見）でもよいかの意向を弁護士に確認し特別に配慮すべき義務を認めるに至っており、広島でも検察庁に接見するための面会室が新設されている。

最近では、全員の無罪判決が確定した鹿児島志布志事件において、捜査機関が、被疑者と弁護人の接見の都度、その直後に接見内容を聞き出し、これを供述調書化して刑事公判に供述調書を証拠請求したことについての弁護士一人一名による国賠請求訴訟について、鹿児島地方裁判所は、二〇〇八（平成二〇）年三月二四日、違法に弁護士固有の接見交通権を侵害したことを認めて請求の一部を認容し、国と県が控訴を断念して、判決は確定している。

この訴訟では、秘密交通権の意義について、捜査機関はおよそ接見内容について知ることができないとの接見内容の秘密も保障しているとの極めて重要な判断が勝ち取られていることは特筆されるべきである。

4 最高検による依命通達の発出

最高検察庁は、二〇〇八（平成二〇）年五月一日、取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に関する一層の配慮について（「依命通達」）を発出した。

この通達では、検察官の取調べ中に被疑者から弁護士等と接見したい旨の申出があった場合、「当該申出があつ

た旨を直ちに弁護人等に連絡することとされたい。」とされ、検察官が取調べ中の被疑者又は取調べのために検察庁に押送された被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合、「(1) 申出があった時点において現に取調べ中でない場合には、直ちに接見の機会を与えるよう配慮することとされたい。(2) 申出があった時点において現に取調べ中の場合であっても、できる限り早期に接見の機会を与えるようにし、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮することとされたい。」とされた。そして、接見の申出およびこれに対してとつた措置を記録にとどめ、当該書面を、事件記録に編綴することとされている。

この通達により、現場における接見が前進することが期待される。

5 接見交通権マニュアルの発刊

日弁連接見交通権確立実行委員会は、二〇〇一(平成一三)年四月に、「接見交通権マニュアル」を刊行し、その後も随時改訂を重ねて、同マニュアルの最新版は(二〇〇九(平成二一)年四月)第一版となっている。

(四) 捜査機関による人権侵害への取組み

1 捜査機関による人権侵害と日弁連・弁護士会の活動

捜査機関による人権侵害は、戦後から現在に至るまで跡を絶たず、捜査過程で人権侵害を受けた市民が、その救済機関として、日弁連ないし全国の弁護士会の人権擁護委員会に人権救済を申し立てている。

日弁連人権擁護委員会は、その予備審査及び調査を担当するとともに、捜査機関等による人権侵害の問題の調査・研究を続けており、これまでに、警察官の不正行為に対する国家賠償請求訴訟、付審判制度改革、警察改革、東京都における迷惑防止条例改正問題、公安委員の組織・活動に関する調査などをテーマとして取り扱ってきている。

また、二〇〇一（平成一三）年三月および二〇〇三（平成一五）年三月に、警察による人権侵害事例に対する
国賠訴訟の経験交流集会を開催し、大きな成果を上げている。

2 人権擁護大会シンポジウムのテーマ

二〇〇二（平成一四）年福島県郡山市で開催された第四五回人権擁護大会において、「だいたいどうぶ？日本の警察 いま市民が求める改革とは」と題するシンポジウムが開催され、この基調報告書と当日のパネルディスカッションの内容を収録した「だいたいどうぶ？日本の警察 検証警察改革」（日本評論社）を二〇〇三（平成一五）年一〇月に公刊した。

3 捜査機関による人権侵害に関する宣言・決議

捜査機関による人権侵害の排除を目指して、日弁連定期総会において、「警察制度の抜本的改革を求める決議」（二〇〇〇（平成一二）年五月）、が採択されている。

4 捜査機関による人権侵害に対する救済申立事件

これまで、日弁連が措置を行った人権救済申立事件は、以下のとおりである。

三重県警察本部らに対する「警察による違法捜査及び検察官による不当起訴に関する人権救済申立事件（警告・要望）」（二〇〇一（平成一三）年二月）、警視庁小平警察署長らに対する「警察による外国人登録原票等の網羅的な閲覧に関する人権救済申立事件（勧告・要望）」（同年一〇月）、「宗教団体に対する違法な捜査・差押に関する人権救済申立事件（警告・勧告）」（二〇〇三年四月）、警視庁に対する「労働組合に対する違法な捜査・差押に関する人権救済申立事件（警告）」（二〇〇五（平成一七）年三月）、栃木県警察本部らに対する「宇都宮誤認逮捕人権救済申立事件（警告）」（二〇〇六（平成一八）年三月）、警視庁に対する「宗教団体に対する違法な捜査・

差押に関する人権救済申立事件（警告）（同年三月）、千葉県警察本部らに対する「茂原捜査報告書捏造事件（警告・勧告）」（二〇〇八（平成二〇）年五月）などなど。

5 付審判請求事件に関する調査・研究

日弁連人権擁護委員会は、警察による職権濫用罪に対する付審判制度についての調査・研究を行ってきたが、二〇〇四（平成一六）年七月、「付審判（準起訴）制度調査研究報告書」をまとめた。

（山下 幸夫）

（五）再審・誤判問題に対する取組み

1 取組みの概略

- (1) 日弁連人権擁護委員会が一九五九（昭和三四）年に再審事件に取り組み始めてから二〇〇九（平成二二）年三月末日までに、死刑再審四事件（免田、財田川、松山、島田）を含む一二事件（吉田、弘前、加藤老、米谷、滝、徳島、梅田、榎井村）について再審無罪判決を得たが、そこに至るまでには再審の厚い壁との極めて長期にわたる苦闘の歴史がある。雪冤を達成することなく再審請求を断念した事件が六件あり（日産サ二一、山本老、牟礼、丸正、徳本、江津）。現在三死刑事件を含む八事件を再審支援事件とし、取り組んでいる（名張、袴田、マルヨ無縁が死刑事件。他に布川、足利、日野町、福井女子中学生殺人、東電〇し）。
- (2) 日弁連は再審事件の教訓から人権擁護委員会内に鑑定問題事例調査研究委員会、誤判原因調査研究委員会を設置、前者は再審各事件『鑑定書集』などを公刊して二〇〇五年に解散したが、後者は『事例研究誤判』、『誤判原因の実証的研究』を公刊し、現在、第二次誤判調査研究委員会が活動中である。

2 白鳥・財田川決定から死刑四事件無罪判決へ